

深津小学校いじめ防止基本方針

西宮市立深津小学校

1 学校の方針

本校は、【燃えてとことんかかわって心を入れてそして、変えて如何とかせん】を職員室後方に高々とかけ、職員一体となって児童とその保護者との関係を築きあげている。

全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことが出来るよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、西宮の中心部の人口密度の高い地域にありながら以前までは、市内有数の小規模校であったが、校区内のマンション建築により、年々児童数が増加傾向にある。過去に指導が大変困難な状況があったことを教訓に、校長のリーダーシップの下、学校全体で毅然とした指導に取り組んできた。出来て当たり前のことを当たり前と決めつけずに低学年から丁寧に教え出来るようになるまで温かく見守り、時には叱咤激励しながら児童に寄り添っていく姿勢を大切にしてきた。

いじめについては『いじめは、どの学級にも学校にも起こる可能性がある』という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を統括的に推進する。

3 いじめの防止などの指導体制、組織的対応等

(1) 指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理などによる専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。いじめを認知もしくは、疑いが認められた場合には組織的に対応する。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

別紙3 いじめ発生時の組織的対応

(2) 指導計画

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため学校の取り組みとして年間計画を定める。

4月	生徒指導全体会 生徒指導部会 生指交流会 専科・加配教員打ち合わせ	5月	生指交流会 生徒指導部会 専科・加配教員打ち合わせ
6月	生指交流会 生徒指導部会 専科・加配教員打ち合わせ 生活アンケート	7月	生指交流会 生徒指導部会 専科・加配教員打ち合わせ
8月	コンサルテーション（生徒指導）	9月	生指交流会 生徒指導部会 専科・加配教員打ち合わせ

10月	生指交流会 生徒指導部会 専科・加配打ち合わせ	11月	生指交流会 生徒指導部会 専科・加配教員打ち合わせ
12月	生指交流会 生徒指導部会 専科・加配教員打ち合わせ 生活アンケート	1月	生指交流会 生徒指導部会 専科・加配教員打ち合わせ
2月	生指交流会 生徒指導部会 専科・加配教員打ち合わせ	3月	生活アンケート 生徒指導部会 専科・加配教員打ち合わせ

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。別紙2 いじめ早期発見のためのチェックリスト

(3) 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身または、財産に重大な事案が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、例えば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、児童や一定期間、連続して欠席しているような場合には、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

4 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開し、保護者懇談会、青少年愛護協議会定例会など、あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

保育所・幼稚園・認定こども園と小学校間、また小・中・高等学校間の連携により、孤立しがちな児童生徒や発達障害等、特別な配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

インターネットやSNSを介して行われるいじめは発見されにくいため、深刻になる可能性が高く、保護者が果たす役割が大変重要である。家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、児童生徒にスマートフォンや携帯電話等を持たせる際の保護者の責務を周知する。一方、情報モラル教育の充実やネットパトロールを利用するなど、インターネットやSNSを介して行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童

の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

①いじめに係る行為が止んでいること

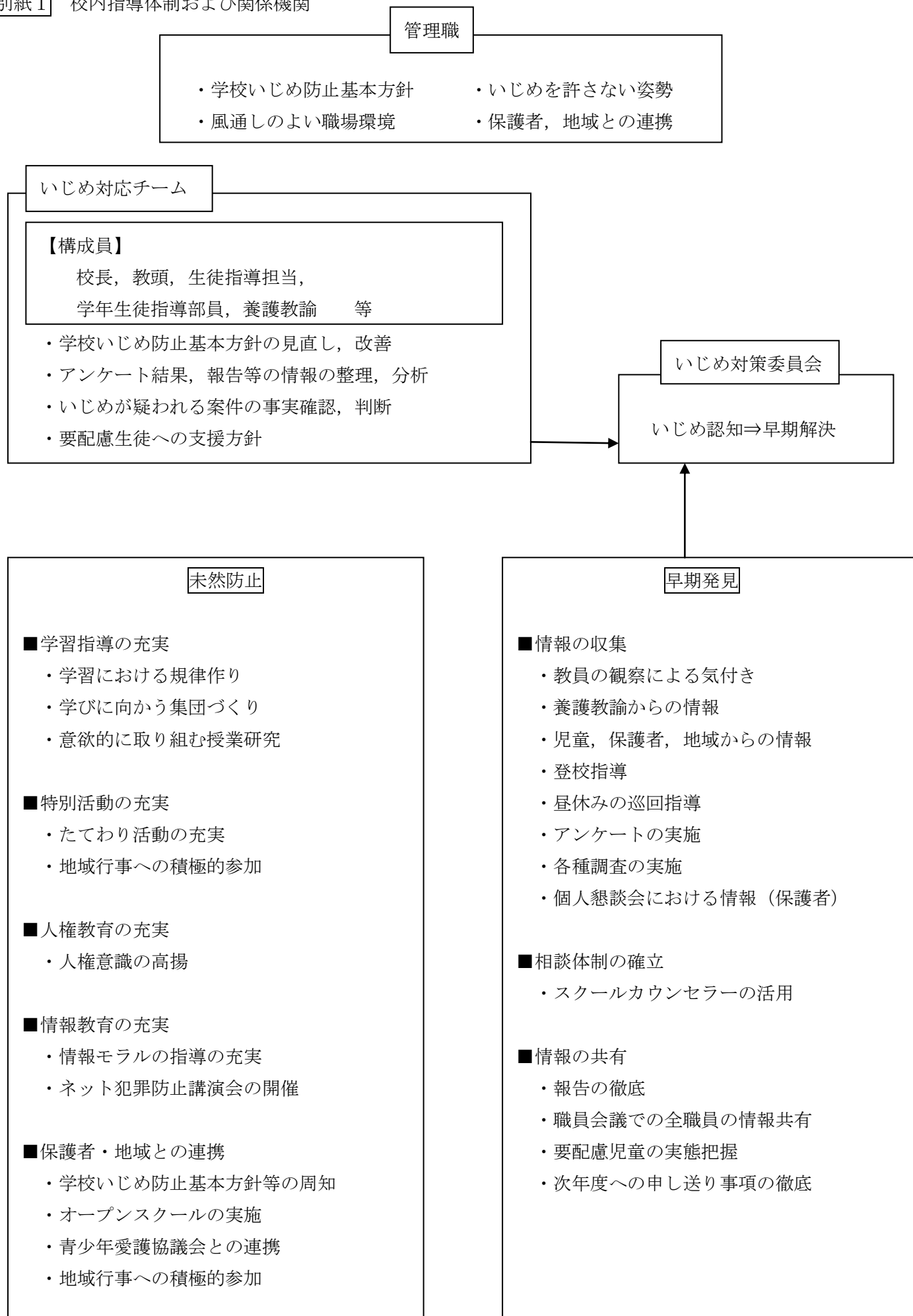
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ対応チームの判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対応チームにおいては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

別紙1 校内指導体制および関係機関



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかすグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ とくどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 顔色が悪く、元気がない

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる

◎昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 教室で一人離れて食べている
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 昼食時になると教室から出て行く

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

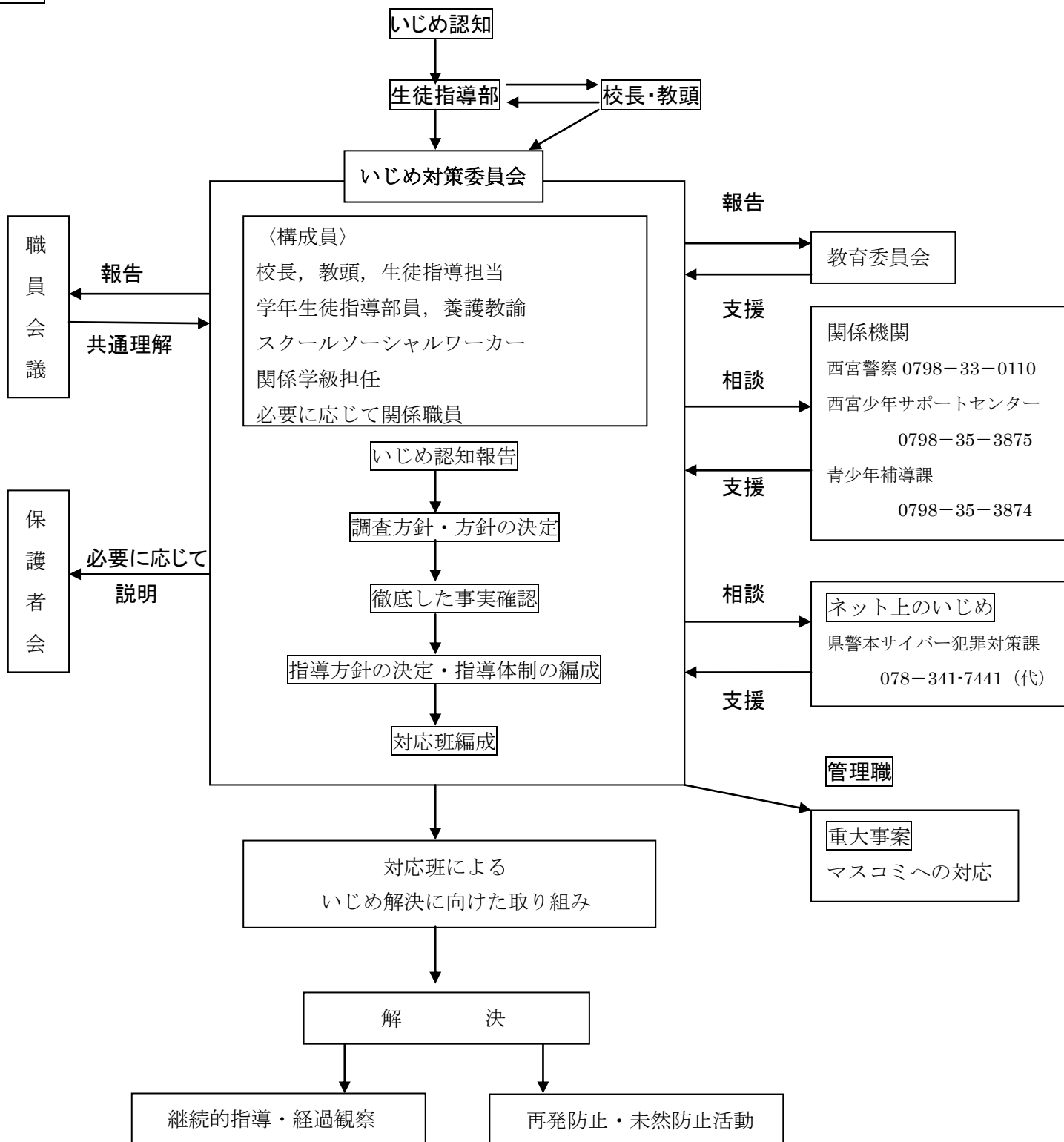
◎その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 習い事を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 発言の中に差別意識が見られる
- ☐ 教師が近づくと、集団が分散する

別紙3 いじめ発生時の組織的対応



○被害者やいじめを知らせた児童に等に十分配慮し，事実確認をする。

- ・いじめを発見した時は，ただちに加害者，被害者の双方から事実関係を聴き取り，聴き取った内容については，周辺児童からも状況を聴き取る。
- ・必要に応じて，全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

○双方の保護者に説明をする。

○双方の保護者と関係機関を交えて，関係改善を行うとともに，傍観者への指導も行う。